

第4章 都市づくりの進め方

本章では、協働・共創の都市づくりに向けて、その考え方や取組み、都市づくりの実践事例とともに、計画の進行管理と見直しの考え方についてまとめています。



1 協働・共創の都市づくり	P60
2 協働・共創の取組み	P61
3 都市づくりの実践	P64
4 計画の進行管理と適切な見直し	P66

第4章 都市づくりの進め方

1 協働・共創の都市づくり

(1) 行政の基本姿勢と役割

近年、市民意識や社会情勢が変化しているとともに、技術の革新が急速に進んでおり、人口減少社会において、将来を確実に見通すことは難しいことから、その動向と都市のあり方を調査、検討し、用途地域や都市施設等の計画などについて、不断に必要な見直しを行い実施することが益々重要になっています。

そのため、土地利用に関する都市計画制度の適切な見直しを進めるとともに、道路等の都市施設などについても、必要な整備を計画的に進める一方で、必要性・実現性等の観点から評価を行い、計画決定された都市計画施設や市街地開発事業の見直しを検討します。

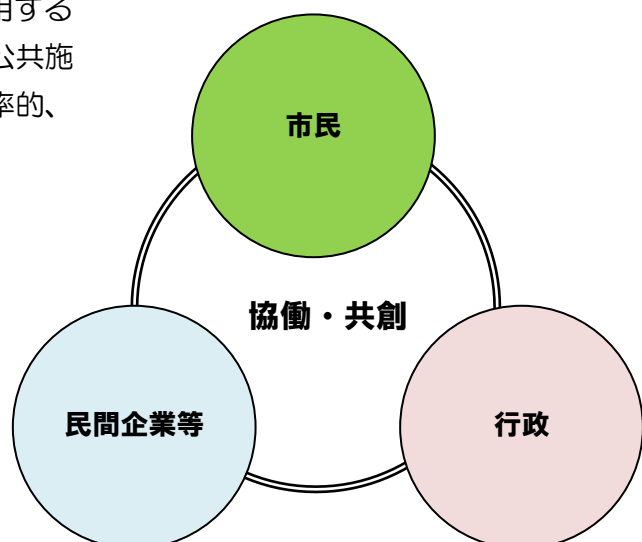
また、具体的な事業については、第2次橋本市長期総合計画と連携した評価により、見直しを行うとともに、都市計画マスタープランにおける都市づくりのビジョンの実現を目指した都市づくりを推進します。

(2) 協働・共創の都市づくり

社会経済の発展に伴い、都市づくりに対する市民ニーズが高度化、多様化してきています。一方、将来の行財政事情を考えると、都市計画マスタープランに基づく都市づくりを推進するためには、行政は市外に都市づくりの取組みを発信し、投資を促すとともに、市民が住み活動する地域の都市計画等の情報を周知し、市民自らが地域の維持管理や活性化に主体的に取り組んでいくことも求められます。

このため、広報はしもとやインターネット等を通じて、市や地域の情報を市民にわかりやすく伝えるなど、都市計画情報等の周知に努めます。また、自主的な地域のまちづくり活動を支援し、育てていくため、各種分野について誰もが学べる機会や都市づくりを検討する機会などを、今後も提供していきます。

また、民間企業のノウハウ等を活用するとともに、近隣市町との連携による公共施設等の有効活用や観光の振興等を効率的、効果的に推進します。



2 協働・共創の取組み

(1) 参画と提案の促進

① 都市づくり情報の発信

市民参画には、行政による十分な情報提供が必要であり、広報紙をはじめ、ホームページ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの多様な媒体を活用し、市民が必要とする情報を迅速かつ効果的に発信するとともに、都市づくり情報のオープンデータ化を推進します。

○橋本マップ（都市計画情報の発信）

市の公共施設や防災情報、都市計画情報など公共性の高い地理情報を配信しています。パソコンやスマートフォンからご覧いただけます。

地図情報の閲覧や、都市計画基本図（地形図）をダウンロードすることが可能です。



橋本マップ (<https://www2.wagmap.jp/hashimoto/Portal>)

② 参画の場・機会の提供

タウンミーティング、ワークショップ、まちづくりに関する各種委員会など、様々な機会を通じて、地域のニーズや課題等について市民の意見を幅広く把握し、計画や取組内容に反映します。

都市計画決定・変更にあたっては、内容やスケジュールなどについて、わかりやすさ、透明性に配慮しながら広く周知するとともに、パブリックコメント（素案等に対する意見募集）を通じて、市民意向の反映に努めます。

○市民が参画する機会の提供

都市計画マスタープランに位置づけたテーマごとの施策・事業は、短期から長期にわたるものまであります。特に長期にわたる施策・事業については、その方向性について調査・研究を進めていく必要があります。

そのため、市では、市民が都市づくりに関する意見を自由に交換できる場をはじめ、市が開催する検討委員会などへの参加を積極的に進めるなど、市民と行政の共感が生まれる機会を提供しています。



はしもとの未来を考えるワークショップ

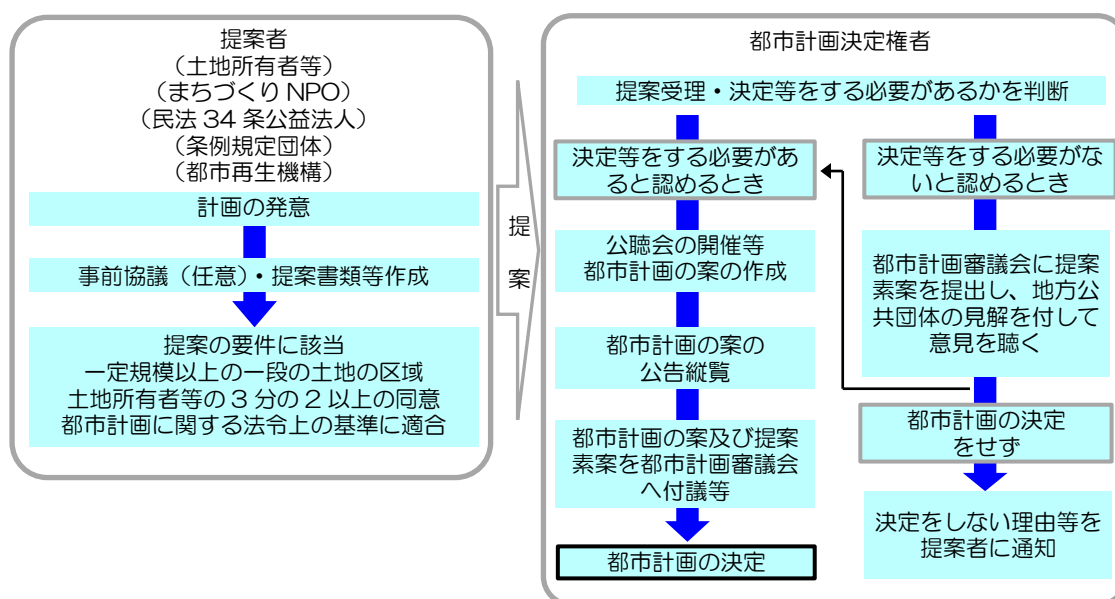
③都市計画提案制度の活用

人口減少・高齢化が進む都市型社会への移行に伴い、都市計画は、新たな市街化のコントロールから既成市街地の再構築による市街地の質の向上へシフトしており、これまでの画一的なものでなく、まちづくり協議会の設置など、地域住民が主体となった地域の特性や意向を踏まえた創意あるまちづくりが多く行われるようになっていきます。

都市計画提案制度は、このような中、地域のまちづくりに対する取組みを今後の都市計画の運用に積極的に取り込むため、都市計画区域等において、土地所有者やまちづくりNPO、都市再生機構等が、土地所有者等の3分の2以上の同意等、一定の条件を満たした場合、都市計画マスタープランを除く全ての都市計画について、その案を提案することができる制度です。

例えば、用途地域や地区計画の決定・変更に対しては、この制度の活用が有効であり、協働・共創の都市づくりを進める一つの有効な手段として、本制度の活用を支援していきます。

都市計画提案制度の概要

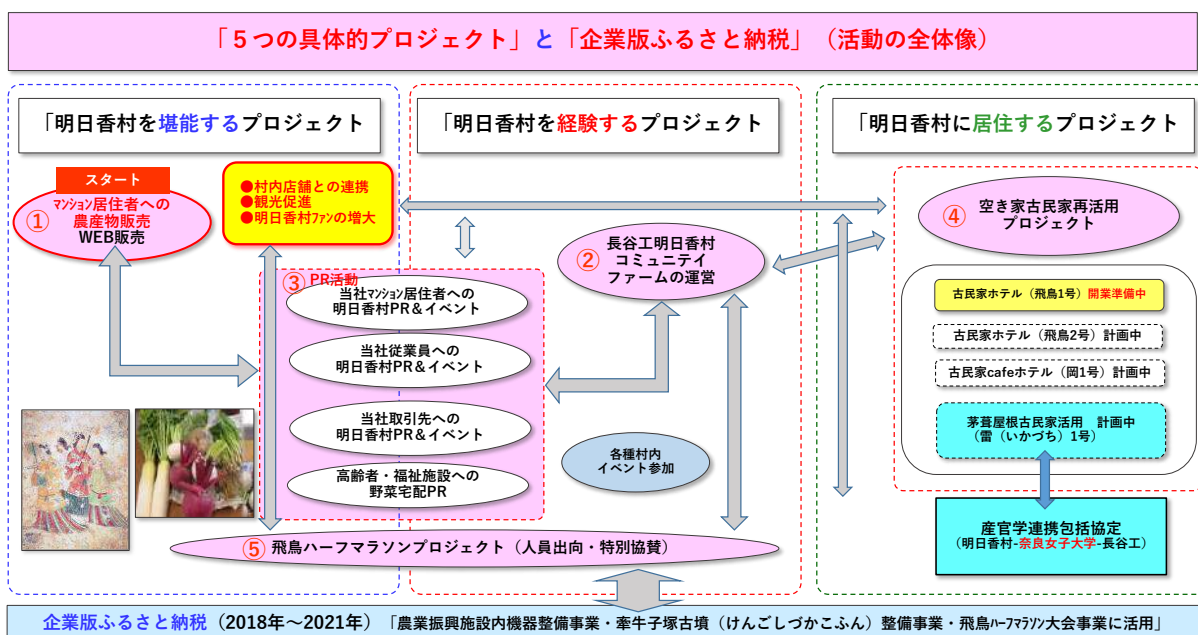


(2) 公民連携の都市づくりの促進

民間の能力や役割を活かし連携・協力していくことが、本市の魅力を一層高めていくこととなります。

そのため、民間投資を誘発するインフラ整備や人材の育成等を進め、公民連携による協働・共創の都市づくりを推進していくことが必要です。

事例1：明日香村（村と連携協定を結ぶ（株）長谷工コーポレーションの取組）



資料提供：株式会社長谷工コーポレーション

事例2：高野山（高野町 南海電気鉄道（株）によるプロジェクト）

高野山観光魅力向上プロジェクト 交流人口の増加施策

1. 目的

南海沿線の最大の観光資源である高野山エリアを、**国内外の旅行者に選ばれる関西有数の観光地に押し上げる。**

- ① 来訪者増加（ターゲット層の拡大・再訪率上昇）
- ② 滞在時間・滞在（宿泊）日数の増加
- ③ 電車・ケーブルカーの利用促進

2. 実施状況

- 2018年度～ プロジェクト開始
- 2019年11月 参詣道歩き拠点（九度山・高野下）開業
 - ・九度山駅/おむすびスタンド・高野下駅/駅舎ホテル
- 2020年3・4月 学文路駅花文字花壇設置、学文路～九度山桜ライトアップ
- 2020年7月 極楽橋駅「はじまりの聖地」リニューアル
- 2020年9月～ 秋の来訪促進企画「高野の休日」
 - ・高野山1万人ご招待キャンペーン（高野町共同）
 - ・KAGOMEコラボ ベジ&フルメニューフェアなど
- 2021年8月 「ふれたい、高野山」開催
- 2021年10月～ 高野山デジタルパス実証実験（KIIPASS KOYASAN）



資料提供：南海電気鉄道株式会社

3 都市づくりの実践

(1) 市民活動への総合的支援

本市には「橋本市地域づくり活動交付金事業制度」があり、地域づくりに関する市民活動に活用されています。市民主導の総合的な都市づくりを推進するため、本制度の活用を推進します。

○橋本市地域づくり活動交付金事業（令和4年度事業）

市では、市民活動団体等が主体的に地域課題等の解決に向けて行う活動に対して、20万円を上限に『地域づくり活動交付金』を交付しています。

制度の事業区分と事業内容の例

事業区分	内 容
(1) 地域コミュニティ	地域課題解消、地域の人材育成、世代間交流、地域別計画の策定など
(2) 自然・生活環境	ごみの減量、里山保全、耕作放棄地の解消、空き家の活用、地域の清掃、環境美化活動など
(3) 防災・防犯	世代を問わず地域住民が参加できる防災・防犯行事の開催、防災・防犯マップの作成など
(4) 観光資源の活用	名所・旧跡による誘客、地域特産品の開発・販売、多言語パンフレットの作成など
(5) 歴史や文化の保全・伝承	名所・旧跡の保存、伝統行事の継承や地域文化についての学習活動など
(6) 子育て環境	見守り活動、学習支援、子ども食堂など
(7) 高齢者の生きがいづくり	助け合い、健康増進

※対象となる事業内容は、掲載した事業内容に限りません。

活用例（一例）

取組みの内容	取組みの例	対象事業
①健康づくり 複数地域で健康維持や病気の早期発見に繋がるような子どもから高齢者まで楽しめる取り組みを実施し、健康で元気な地域づくりに取り組む。	健康料理教室、郷土料理教室、地域食堂頭の体操や運動不足解消、世代間交流に繋がるようなゲーム大会 など	(1) (5) (6) (7)
②防災体制の強化 複数地域及び各種団体や各地域の民生委員と連携の強化を図り、災害時の避難路や避難支援の確認などを整理し、防災マップやマニュアル、地域カルテの作成などに取り組む。	防災マップの作成と配布 地域の特色に応じた防災マニュアルの作成 地域カルテの作成 など	(1) (3)

○住民主導の取組み例（高取町 町家の雛めぐり）

城下町、武家屋敷、町家が一本道で結ばれている全国でも例のない景観と地域のシニア住民がこれまで培ってきた経験・知恵・技術・人的ネットワーク等を活かし、持続的な観光集客事業に取り組まれています。



提供：奈良学園大学 野口隆特別客員教授

（2）持続性を高める都市づくりの推進

①人材の育成

住宅都市としての生活の質を高める活動を育てていくため、まちに関わる幅広い人材を発掘・育成し、地域まちづくりの仲間づくりや活動のスタートアップから、事業などの試行、本格展開、継続的な活動・事業へと展開するサポート体制づくりに取り組んでいきます。

②選択と集中による都市づくり

限られた財源の中で、効率的かつ効果的に都市づくりを進めるため、市民の都市づくりに対する機運を醸成するとともに、事業の必要性、緊急性等を検証し、「選択と集中」により、都市づくりの効果の高いものから順に事業を進めます。

③関係機関等との連携強化と新たな制度の適切な運用

都市経営や政策立案能力の向上、庁内組織の横断体制の充実などを図るとともに、国や和歌山県等の関係機関との連携や助成制度等を活用します。

また、市や地域の実情に合わせて、国等における制度の新たな導入を検討していきます。

4 計画の進行管理と適切な見直し

都市計画マスタープランにおける都市づくりのビジョンに基づき、テーマごとの都市づくりの方針の実現を目指していくため、第2次橋本市長期総合計画と連動した施策評価を行うとともに、「橋本市地域公共交通計画」や「橋本市公共施設等総合管理計画」などの進捗状況や見直し状況を確認し、都市計画マスタープランの進行管理を行います。

また、今後、第2次橋本市長期総合計画や都市計画区域マスタープランの改訂状況を踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。

計画期間が満了する、概ね10年後には、市民や学識経験者、関係機関の意見等を踏まえて評価を行い、都市計画マスタープランを見直すこととします。

